

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 29 号）

- 件 名 富山女性相談センターが管理するシェルターに子が入所することになった状況、子が安全かどうかの状態、入所状況等の記録一切の開示についての保有個人情報不開示決定に係る審査請求事案

○開示請求等の状況

- 1 開示請求年月日 令和6年6月27日
- 2 開示請求の内容 富山女性相談センターが管理するシェルターに子が入所することになった状況、子が安全かどうかの状態、入所状況等の記録に関する文書の全て
- 3 決定年月日 令和6年7月11日
- 4 決定内容 不開示決定（法第81条の規定による存否応答拒否）
- 5 審査請求年月日 令和6年7月14日
- 6 審査請求の内容 不開示決定の取り消しを求める。
- 7 諮問年月日 令和6年12月10日
- 8 答申年月日 令和7年7月14日

○答申の概要

<審議会の結論>

富山県知事が行った保有個人情報の不開示決定処分（令和6年7月11日付けこ家第368号。）は、妥当である。